

株式会社全東信の破産手続開始により影響を受ける 県内中小企業者への資金繰り支援について

株式会社全東信（以下「全東信」という。）の破産手続開始により影響を受ける中小企業者・小規模事業者を支援するため、国は令和8年7月31日付けで、全東信を中小企業信用保険法第2条第5項第1号に規定する指定事業者として指定しました。※¹

これに伴い、全東信に対して売掛金債権等を有し、資金繰りに支障が生じている県内中小企業者は、市町村長から認定を受けることにより、県中小企業融資制度の「経営支援資金（セーフティ枠）」及び「資金繰り安定資金（セーフティ枠）」を、セーフティネット保証1号（連鎖倒産防止）※²により利用できるようになります。

※1 指定期間：令和8年7月6日から令和9年7月5日

※2 通常の保証限度額とは別枠で融資額100%を保証する制度

1. 対象となる方

次のいずれかに該当する県内中小企業者で市町村長からセーフティネット保証1号の認定を受けた方

- ① 全東信に対し50万円以上の売掛金（役務の提供による営業収益で未収のものを含む。）債権等を有する方
- ② 全東信に対し50万円未満の売掛金（役務の提供による営業収益で未収のものを含む。）債権等しか有していないが、同社との取引依存度が20%以上である方

2. 利用できる県融資制度（融資条件等は令和8年度のものの）

	経営支援資金 (セーフティ枠)	資金繰り安定資金 (セーフティ枠)
融資限度額	8,000万円	8,000万円
融資利率	年1.7%以内	年2.1%以内
信用保証料率	年0.6%（責任共有制度対象外）	年0.6%（責任共有制度対象外）
資金使途	運転、設備	運転、返済（保証協会の保証付融資の残高を返済するための資金）
融資期間	10年以内	10年以内
据置期間	1年以内	1年以内

※セーフティネット保証に係る認定は、本店（個人事業主の方は主たる事務所）所在地の市町村の商工担当課にお問い合わせください。

（連絡先）

商工労働部 商工労働政策局 商工振興課 金融班
担 当：小西、佐藤
電 話：073-441-2744